

一般社団法人日本自動車工業会からの事務当局によるヒアリング結果概要

日 時：平成２３年６月２７日午後２時から午後３時１０分まで

場 所：法務省内会議室

参加者：梶田京子（一般社団法人日本自動車工業会 総務統括部 企画・調査
担当 グループ長）

木下浩二（本田技研工業株式会社 企業法務ブロック ブロックリー
ダー）

須藤充教（トヨタ自動車株式会社 法務部 東京グループ長）

清田 聡（本田技研工業株式会社 法務部 部長）

高瀬由紀夫（トヨタ自動車株式会社 法務部長）

三輪哲仁（トヨタ自動車株式会社 法務部 主査）

西堀知徳（本田技研工業株式会社 法務部 企業法務ブロック チー
フ）

（五十音順・敬称略）

（事務当局側参加者につき省略）

以下の資料（別添）に基づき説明が行われた。

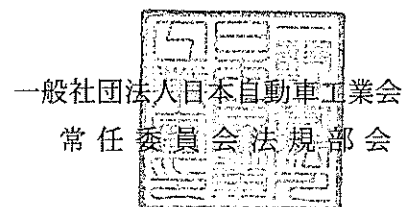
一般社団法人日本自動車工業会 常任委員会 法規部会「債権法改正に
対する意見」

以 上

平成23年6月27日

法制審議会民法（債権関係）部会

部会長 鎌田 薫 殿



債権法改正に対する意見

目次

I	総論	2
II	各論	2
	1 公序良俗違反の具体化	3
	2 不実表示	3
	3 消費者契約の特則	3
	4 交渉当事者の義務	4
	5 申込みと承諾	4
	6 約款の定義	5
	7 組入れ要件	5
	8 不当条項規制	5
	9 追完権	6
	10 債務不履行を理由とする損害賠償	6
	11 危険負担制度の廃止	7
	12 事情変更の要件、事情変更の効果	7
	13 相殺の効力	8
	14 弁済を禁止された債権を受働債権とする相殺の禁止	8
	15 一人計算の効力	8
	16 短期消滅時効制度の扱い	9
	17 債権譲渡禁止特約の効力	9
	18 債権譲渡の対抗要件	9
	19 保証契約締結の際における保証人保護の方策	10
	20 瑕疵担保責任	10
	21 注文者と下請負との法律関係	10
	22 期間の定めのある契約の終了	11

I. 総 論

- ・今回の改正は、改正の目的について十分な議論がなされず、理解活動も不十分なまま個別的検討課題の議論を始めたため、素直に受け入れ難い提案となっている。まずは、原点である改正の意義と方向性の議論を深めコンセンサスを得ることが先決である。

[理 由]

- ・本改正は、債権法が民法制定以来 110 年に亘り改正されていないため、判例により形成された条文外の規範、国民の分かりやすさ、変化が著しい社会経済とりわけ市場のグローバル化への対応として取引法の国際的調和を債権法に取り入れ、法典の完成度を高めることを目指して開始された。
- ・しかし、現行民法にカバーされていない規範について、わざわざ債権法の整理を待たなくても、既に消費者契約法などの各特別法で手当てされており、更に判例・学説による解釈論(ex. 信義則など)の集積も充分に行なわれた上で、実務に充分に定着している。
- ・また、国民のわかりやすさを追求すれば、個々の条文を具体化するため、欧米の債権法のように条文が多くなり、わかりやすさは増すが硬直化することとなる。現行民法は、条文が少なくても、共通ルールや原理原則を規定しており、定めていない事象にも柔軟に対処が可能というメリットがある。
- ・更に、社会変化への対応として、取引法の国際的調和が盛り込まれているが、これに入れ込み過ぎて大幅な変更となってしまっている。例えば、契約責任の考え方の取り入れなどがその最たるもので、グローバル化というだけでは済まない理念先行となり、従前の民法の解釈運用から乖離してしまっており、国際ルールを取り込むことの弊害が生じている。
- ・従って、総合的に非常にうまく運用されている現行民法を大きく変えようとする今回の試みは、自動車業界にとって受け入れ難く、「立法事実」「変える必要性」などの議論が噴出することになる。改正の理念がわかりにくいことを指摘されているにも関わらず、この 1 年間の検討を経ても依然として不明瞭のままであることや、少なくとも分かりやすい民法にはなっていないことが現在の混乱に拍車をかけている。
- ・個別の論点を固めることは必要であろうが、改正の理念の方向次第で、個別の論点の結論が変わることも十分に想定されるため、先ずこの理念を明確にして、理解と賛同を得ることから始めることが肝要と思料する。

- ・民法に消費者や事業者に関する規定を持ち込むことについては、慎重に議論すべきである。

[理 由]

- ・民法は、従来、消費者・事業者のような格差に着目せず、「抽象的な人と人」との関係を規律する一般法であり、消費者保護を念頭に置いた消費者契約法等の特別法とは異なる趣旨のものである。抽象的な「人」ではなく、「消費者」や「事業者」といった人の性質に着目した規制は、特別法によって行われるべきである。一般法と特別法という概念は、民法に限らず日本における法体系の基本であり、消費者や事業者に関する規定を民法に取り込むことは、いたずらにこの法体系を乱すものであり、法律の規定を複雑にし、実務の混乱を招く可能性がある。
- ・また、消費者契約法等の特別法によって規律されていた事項が改正される機会の少ない民法典に取り込まれれば機動性を欠き、新たな手口で次々と現れる悪徳商法等に対し、適切なタイミングで規律の導入をすること等が難しくなり、返って消費者保護が後退する可能性がある。これに対処すべく民法を頻繁に改正すれば、「基本原則である一般法」が常に変動することになり、法的安定性を欠くし、特別法の制定でもってこれに対処するならば、民法に消費者や事業者概念を持ち込む意味を失うことになる。

Ⅱ. 各 論

1. 公序良俗違反の具体化

・現代的暴利行為を民法典に取り込むことについては、慎重に検討すべき。

[理 由]

- ・紛争の予測可能性を高めることができるように具体的に規定することができるのであれば異論ないが曖昧な規定がなされるのであれば、濫訴のリスクが高まり、企業としての応訴の負担が大きくなることが懸念される。
- ・例えば、事業者と消費者間では、知識についても格差があることは否定できず、経験についても対等ということは想定しがたく、事業者として、相当な説明責任を果たしたとしても格差を無くすことは不可能と思われる。従って、知識の不足、無経験などを明文化することは却って救済範囲が不明瞭となり、濫訴のリスクを高めることになる恐れがある。

2. 不実表示

・消費者契約法に定められている「不実告知および不利益事実の不告知」に関する規定の一般法化には反対する。

[理 由]

- ・そもそも、契約において、当該契約に必要な情報の収集や交渉については、契約当事者が自分で責任を負うところ、不実告知や不利益事実の不告知に関する消費者契約法上の規律は、消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合に適用される考え方として定められたものである。ところが、事業者間取引においては、相手方は十分に専門知識を持っていることが想定され、そうした格差が存在するとは言えないため、消費者と事業者間と同様に不実表示に関する規律を一般法化する理由を消費者契約法の観点から見出すことは難しいと思われるし、またその必要もないと思われる。
- ・また、事業者間取引において、消費者契約法4条2項不利益事実の不告知が不実として適用されるのであれば、相手方を過度に保護することにつながり、取引の安定性を著しく欠くことになる。従って、不実表示が民法に取り込まれるのであれば、事業者間取引における不利益事実の具体的事実の列挙と、相手方に過度な取消権まで認める必要性の明確化は不可欠である。同様に不実表示による取消権を規定するとしても、相手方の過失を要求すべきである。
- ・更に、消費者契約法4条4項各号の規定の要件（重要事項と限定）を外して「通常影響を及ぼすべき事項」とすることは、対象を不必要に拡大することになるため、一般法化すべきではない。特に、事業者間取引では相手も専門知識を持っていることが十分に想定され、どれほど危険なのか疑問である。取引相手の過度な保護は、取消権の濫用を招き、取引の安定性を損なうものである。

3. 消費者契約の特則

・消費者契約法と同様に困惑を惹起する行為を限定列挙とする等、適用に疑義の生じない明確な要件とすべき。

[理 由]

- ・正当な営業活動の場合でも、消費者が当初は商品購入の必要性を認識していなかったにもかかわらず継続的な勧誘を行なった結果、商品購入に至るケースは多々ある。こうした正当な営業活動による契約と取消要件を満たす契約との区別を曖昧にするような改正を行なえば、事業者の営業活動が不当に制限される。従って、「消費者の困惑」を惹起する行為を「不退去」「監禁」の制限列挙から「勧誘を

望まない旨の意思表示をしたにも関わらず勧誘を継続すること」に拡大することは、より慎重に行なうべき。

4. 交渉当事者の義務

- ・交渉当事者の情報提供義務・説明義務については、契約締結前の責任を明文化する趣旨は理解できるが、慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・情報提供や説明に関する義務は、当事者の属性や相互の関係、交渉経緯などにより個別の事案毎に異なることが想定され、一般的な規定を設けることはそもそも困難である。
- ・また、情報提供義務・説明義務に基づいて当事者間に生じる責任の内容が不明確であり、自由を原則とする交渉実務に支障が生じる可能性がある。

- ・交渉補助者の行為と交渉当事者の損害賠償責任についても慎重に議論すべき。

[理 由]

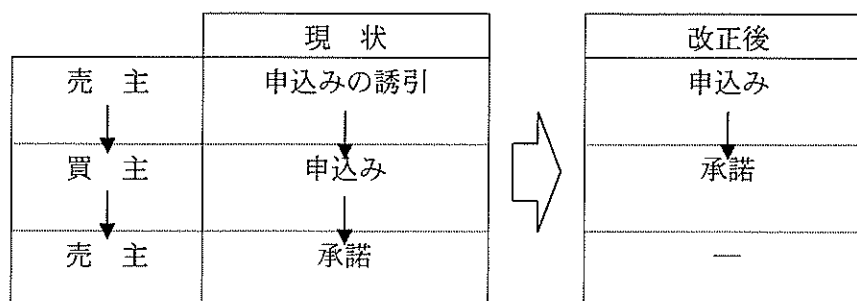
- ・交渉段階で登場した者であっても、被用者とは言えない独立補助者が行なった契約外の契約仲介行為に問題があった場合に、当該独立補助者ではなく（又は当該独立補助者に加えて）、なぜ交渉当事者が損害賠償義務を負う必要があるか明らかでない。このような場合には、当該独立補助者のみが責任を負うべきである。

5. 申込みと承諾

- ・敢えて民法に一律的な規定を設けるより、申込みの誘引という考え方を含めて、従来通り個別の判断に委ねるべきである。

[理 由]

- ・申込みと申込みの誘引の区別が不明確であることを鑑み、一定の行為を申込みと推定するというが、実務では申込みの誘引という考え方が既に定着している取引も多数存在しており、このような取引を阻害することのないよう充分に注意を払っていただきたい。
- ・取引においては、商品の金額・性質・取引の継続性等によって、相手方による応諾があっても、これを受け入れるかどうか選択する余地を認める必要がある場合も多い。例えば、自動車などの高額商品については、相手方の支払能力如何によって承諾の可否を決する場合もある。



6. 約款の定義

- ・民法改正にあたって約款に関する規定を置く場合には、約款をどのように定義するか、慎重に議論すべき。対象は、現状の契約実務で約款規制の対象となっている普通取引約款・標準取引約款に限定すべきであり、企業が使用する基本契約のような定型契約を約款とすることには反対する。
- ・対象を限定せず約款を用いた取引規制を行なう場合は、特に事業者間取引において過剰な規制とならないように留意する必要がある。
- ・例えば、就業規則や対価性のない施設利用ルール等に対し適用されるかどうか不明確であり、適用が除外される対象を明確にすべきである。

[理 由]

- ・提案の定義では企業が使用する基本契約のような定型契約も約款となるため、その影響は計り知れず取引に混乱を生じさせる過剰な規制となる。従って、約款の定義を明確にし、現在規制の対象となっている普通取引約款、標準取引約款の範囲に留めるべきである。
- ・契約当事者の交渉力の格差により契約内容に不均衡が生じることについては、消費者・事業者間は消費者契約法で、事業者間には下請法で既に手当てされており、それ以外に互いに競争を行なうことが前提とされている事業者間の約款に、このような観点から規制を行う必要性は低いと考えられる。

7. 組入れ要件

- ・約款を使用した契約について、契約締結前までに厳格な約款の開示や約款を契約内容にする旨の合意を求めることは慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・実務上、電話により契約の申込み・承諾がなされることが通常の取引については、契約締結時までに約款を FAX・郵送等により送付しなければ「開示」したことにならないとすると、約款使用者にとって実務的な支障は大きいと考えられる。そのような「開示」を希望しない相手方にまで煩雑な契約手続を強いることとなり、取引の迅速性が損なわれる。
- ・業法に基づいて認可を受けたり届出をしたりした約款では、営業所等での掲示やインターネット上での公表が義務付けられている場合があり、また、約款の使用が慣習化していたり周知の事実となっている取引も少なからずある。こうした場合においても、契約締結前までに「約款の提示又はその書面の交付」や「約款を契約内容にする旨の合意」を厳格に義務付けることは、事業者に対する過度の規制と考える。

8. 不当条項規制

- ・不当条項規制については、約款の定義の問題と合わせ慎重に議論すべき。
- ・不当条項の考え方を事業者間取引に持ち込むことには反対する。
- ・不当条項リストを民法に規定することについては慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・私的自治・契約自由の原則を規制することにつながるため、約款の定義の問題と合わせ慎重に議論すべき。提案の考え方は、情報格差・交渉格差があることを理由に、「この格差がある契約は合理性がない」とするものであるが、これは、長い間に培われてきた企業努力を否定するものであり、適切ではない。外国から見れば、競争を阻害する自国に有利な保護立法と映えると思われる。

- ・事業者間取引においては、他の有利な事項とのトレードオフで不利な条項を受け入れることはよくあることである。また、条項の有利不利は、一般的には価格の中に反映されている。このような場合、有利な条項があることや、安い価格であることを考慮することなく、ある条項が不利な条項であることだけをもって、「不当条項」であるとして、一律に規制することは問題である。このような一律の規制をすることによって、事業者間の自由な交渉を阻害し、結果として事業者の経済活動を不当に制約することになる。
- ・「対等な当事者が自由に交渉して契約内容を形成することによって契約内容の合理性が保障される」という基本的な競争メカニズムを尊重すべきである。
- ・消費者契約に関して変動要素の大きい不当条項リストを民法に規定することは、リストの硬直化を招き実態を反映しにくくなる。このような適宜の改正が必要となる条項については、特別法で対処すべきである。

9. 追完権

- ・債権者による些細な理由での解除に対しては解除権の濫用として制限されるため、債務者側に権利としてまで追完権を認める必要があるかは疑問である。追完権の新設は慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・追完権は、債務者が不完全な履行を行った場合に、債権者に不合理な負担を課すことにならない限度で、その行使が認められることになるが、「不合理な負担」の内容は不明確であり、判例等にてその基準が確立されるまで濫用される可能性があると思われる。
- ・債務者が不完全な履行しかなかった場合に、債務者に対して追完を請求するかそれとも契約を解除するか決めるのは権利を有する債権者であり、履行の義務を負う側の債務者が追完する「権利」を有するのは、不自然である。債権者の求めがないにもかかわらず、安易に債務者の権利として認めこれを明文化すべきではない。債権者による正当な理由のない追完拒否を排除する趣旨であれば、現行法でも、信義則により債権者の解除権の制限は可能であるし、そもそも、不完全履行を行った債務者との契約を解除して契約関係から離脱するというのは債権者の権利であり、信義則上解除を認めるのが相当でないような場合以外にこのような債権者の解除権を制限する必要性がない。また、債務不履行に基づく損害賠償についても「相当因果関係」の範囲内とされており、このような相当因果関係のある損害の賠償が債務者にとって酷となるのは限定的な場面であり、このような場面については上記と同様、信義則での対処が可能である。

10. 債務不履行を理由とする損害賠償

- ・損害賠償や契約解除を始め債務不履行において、「故意・過失」という帰責要件を放棄し、「契約責任」のみで判断することには、反対する。
- ・損害賠償の免責事由において、「債務者が引き受けていなかった事由」を規定することには、反対する。
- ・契約解除については現行民法の規定を維持し、信頼関係破壊理論など定着していると考えられるものに限り規定に加えることに留めるべきである。国際的な契約準則等に合わせ、故意・過失に替え「重大な不履行」を解除権発生の基準とすることは判断の予見可能性・透明性を低めるものであり、慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・債務不履行について、「過失」という実務に定着しかつ一般人でも分かりやすい判断基準（予見可能性

の保証)であるところの過失責任主義を放棄し、「引き受けた」、「引き受けていない」という当事者の主観に左右されやすい契約責任主義を採用すれば、確実に紛争を増やすことにつながると思われる。

- ・損害賠償について、「債務者が引き受けていなかった事由」という概念も主観的で不明確であり、「契約書に書かれていなければ免責される」と誤解を生じる恐れがあるし、引き受けたか引き受けていないかについては一義的に判断できないため、法的安定性を阻害する。よって、実務的な観点からは、このような免責事由を規定することは反対である。従来通り、「責めに帰すべき事由」という規定を維持すべきと考える。
- ・契約解除について、「重大な不履行」の判断要素である「正当な期待」という概念は抽象的に過ぎ、主観的要件となるため、慎重に議論する必要がある。
- ・実務においては、民法 541 条に定める過程を経れば解除権が発生することが当事者の期待利益になっており、「重大な不履行」を解除権発生基準とすれば、催告がなくても解除権が発生することとなり、その期待利益を損なうことになるし、債務者からすれば解除について予測をすることができなくなり、不利益を被る。

1 1. 危険負担制度の廃止

- ・危険負担制度の存廃については慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・危険負担制度と解除制度の重複が指摘されているが、危険負担制度は、債務者に帰責事由なき履行不能を規律する規範であり、原則を定めるものであるから、独自の存在意義があると思われる。
- ・制度の廃止の結果、目的物（種類物）が債務者の過失によらないで滅失した場合に、今まで自動消滅していた反対債務が自動では消滅しなくなる。債務を消滅させるためには、別途契約解除などの意思表示が必要となるが、このような手間をかける改正の必要性があるかどうか疑問である。例えば、目的物が滅失した場合に、当然消滅していた代金債務が、今後は代金債務者側から解除するという意思表示が必要となる。

1 2. 事情変更の要件、事情変更の効果

- ・事情変更の原則の明文化については慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・契約締結時には想定できなかった事情変更が生じた場合には、個別具体的な事案に応じて、信義則や契約解釈により柔軟に解決することで目的は達成可能である。
- ・事情変更の原則が認められるのは例外中の例外と認識されており、これを民法典に明記することにより、契約改訂の再交渉請求が濫用される恐れがあり、円満な事業活動を阻害する恐れがある。
- ・仮に事情変更の原則を規定する場合であっても、事情変更の効果として、再交渉を行い、それでも合意に到らない場合に契約を解除することまではよいとしても、裁判所による契約内容の改訂には反対である。裁判所が契約内容を改訂することは、両当事者が合意していない事項について履行の義務を負担させることを意味し、民法の根本原則である私的自治の原則、契約自由の原則に著しく反する。

1 3. 相殺の効力

- ・従来の相殺の遡及効の考え方を廃し、相殺の効力は、意思表示した時に生ずるという考え方には、反対する。

[理 由]

- ・相殺制度に期待される機能として、簡便な決済機能、決済において当事者間の公平を図る機能、担保的機能が挙げられる。相殺適状時に相互に債権債務が消滅したものとして、遡及的な計算をする理由は、決済において当事者の公平を図るためである。
- ・相殺適状となった時点で、相殺できるという期待は、実務として根付いており、一部の銀行の例のみを取り上げて、相殺に遡及効が期待されていないとするには根拠が乏しい。遡及効を否定してまで、防がねばならない弊害が生じておらず、このような変更は行なう必要性が乏しいと思われる。

- ・時効消滅した債権を自働債権とする相殺は認めないとする考え方は、慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・提案は、相殺の遡及効を否定し、相殺適状時ではなく意思表示した時に相殺の効力が発生するという考え方のため、相殺適状にあれば（意思表示なくとも）相殺されるという当事者の期待は保護する必要性は高くないと考えている。
- ・現行法で規定されている時効消滅した債権が消滅以前に相殺適状にあった場合は相殺できるという考え方は、実務に根付いており、変更するにあたっては、相殺の遡及効の考え方とあわせて、慎重に議論すべき。

1 4. 弁済を禁止された債権を受働債権とする相殺の禁止

- ・判例の無制限説は実務に定着していることから、相殺の担保機能を損なわせるような制限を設けるべきではない。

[理 由]

- ・弁済期の先後によって相殺の可否が決定されることは公平とは言えず、弁済期の先後に関わらず、相殺には担保的機能が期待されており、この期待は保護されるべきである。受働債権が差押えられた場合であっても、差押え前に取得した債権を自働債権とする相殺については、自働債権取得時には、すでにこの担保的機能に対する期待があったのであるから認められるべきである。
- ・昭和 45 年の最高裁大法廷判決以降、取引実務はいわゆる無制限説（受働債権の差押え前に取得した債権を自働債権とするならば弁済期の先後は問わず相殺できるとする判例法理）に準拠して行なわれてきた。

1 5. 一人計算の効力

- ・実務では既に取り入れられており法制化には賛成であるが、民法に設けた場合、他の債権の消滅原因との関係が不明確なこともあり、特別法としての制定が好ましい。

[理 由]

- ・実務上、膨大な数の債権債務が相互に発生する関係にある多数の当事者間においては、その債権債務の決済を集中決済機関を介在させて行なうことがある。例えば、日本国債清算機関を集中決済機関とする国債の決済、日本証券クリアリング機構、または、ほふりクリアリングを集中決済機関とする株式等の決済などがある。しかし、これらは特別法における規定で十分対処可能であり、基本原則を定める一般法としての民法に規定する必要性が乏しい。

1 6. 短期消滅時効制度の扱い

- ・時効期間の統一化・単純化を図るため、現行の短期消滅時効制度の廃止には賛成。

[理 由]

- ・短期消滅時効制度が存在する合理的理由が乏しい。

1 7. 債権譲渡禁止特約の効力

- ・債権譲渡禁止特約の規律の変更については、慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・債権譲渡禁止特約は、債権が過酷な取立てをする第三者に譲渡されることを防止し、弱い立場におかれている債務者を保護するために定められたが、現在では当初の目的に留まらず、事務の煩雑化の回避、過誤払いの危険の回避、相殺の期待の確保等その意義を拡大し定着している。実務的観点からは、現行法のままで不明確な点や争うべき点も特段なく、敢えて改正すべき不利益はないと考える。
- ・債権譲渡禁止特約の効力について、譲受人が「悪意」である場合には、特約を譲受人に対抗できるという現行法の基本的な枠組みを維持すべきである。
- ・譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合（倒産手続開始決定時に譲受人が第三者対抗要件を具備しているとき）に、譲受人に債務を弁済しなければならないとすると、倒産手続開始決定の有無を調べる手間（管理）が生じ債務者の負担が増加するし、また、弁済期日直前に倒産手続開始決定がなされた場合など、適時に把握することができない場合もある。

1 8. 債権譲渡の対抗要件

- ・債権譲渡の対抗要件を登記制度へ一元化することにより、コストや事務負担が増加するなど、実務に支障をきたす懸念があるため、現行の通知・承諾制度を併存すべきである。

[理 由]

- ・個人を債務者とする複数の債権を法人間で譲渡する場合、第三者対抗要件を債権登記制度に一元化すると、譲受会社は、多数の債権登記を要求されるため、コストや事務負担の問題から、実務的運用としては、債権譲渡会社に信用不安があるときに限って登記することが多くなると思われる。その結果、債権登記がなされれば、譲渡会社に信用不安があると判断され、譲受会社の債権登記が譲渡会社の倒産の引金となる可能性がある。しかし、第三者対抗要件に従前通り、債務者の承諾又は確定日付のある債務者への通知を認めることにより、債務者がインフォメーションセンターとして機能し、債権譲渡会社の信用不安の情報が開示されない分、無用な倒産を防ぐことができる。
- ・債務者対抗要件については、債務者の承諾を排除する理由として、譲渡人と譲受人との間で、債務者との関係では引き続き譲渡人に弁済をさせることを意図して、あえて債務者に対して債権譲渡の通知をしない場合があるが、このような場合において、債務者が承諾をしてしまうことによって、譲渡人と譲受人の意図に反して、譲受人が弁済を受けることになってしまう場合があることがあげられている。しかし、譲受人が指示するまでは、譲渡人に弁済するようにと指示することでこのような場面については対処可能であるし、そもそも、このような限定的な場面のため改正をする必要があるのか疑問である。

19. 保証契約締結の際における保証人保護の方策

- ・保証契約締結の際における保証人保護を拡充する趣旨は理解できるが、実務に過度の負担増を強いる内容にならないよう慎重に議論すべき。

[理 由]

- ・「保証人への十分な情報提供を行うこと」、「過大な責任を負わせないこと」の具体的内容として、「一定額を超える保証契約の締結には保証人に対して説明した内容を公正証書に残すこと」や、「保証契約書における一定の重要部分について保証人による手書きを要求すること」、「事業者である債権者が説明義務等に違反した場合において保証人が個人であるときは、保証人に取消権を与えること」などの方策が示されているが、従前よりも事務手続が増加し、法的安定性が低下する恐れがあるため、慎重に検討いただきたい。
- ・適時執行義務については、債権者が適時に執行をしなかったことにつき、過失を要件とすべき。

20. 瑕疵担保責任

- ・瑕疵担保責任を契約責任とする考え方には反対する。

[理 由]

- ・帰責事由を必要としない契約責任説では、契約の趣旨に照らした給付が行なわれなかった場合、買主は引き続き瑕疵なき物の給付を請求できるため、代物を請求することが可能。しかしながら、物の性質によっては代物請求に馴染まないものもある。
- ・瑕疵担保責任は（売主の）無過失責任であり、悪意又は過失のある買主まで保護する必要はない。
- ・「瑕疵」という概念を、「契約不適合」という概念に置き換えることは、却って概念を不明確化する。
- ・提案は、買主は契約の目的物の種類・性質に従い合理的な期間内に売主に通知する義務を負うとしている。しかしながら、目的物の種類・性質により長短があるのは瑕疵を発見するまでの期間であって、瑕疵を知ってから通知までの期間を「合理的な期間」として、長短を設ける必要はない。

21. 注文者と下請負人との法律関係

- ・注文者と下請負人との法律関係について、元請負人が下請負人に仕事を請け負わせた場合には注文者への直接請求ができるとすると、元請負人が単に物品を購入した場合には直接請求ができないにも関わらず、注文者が当事者とならない契約関係の内容によって取り扱いに不均衡が生じる。また、このような直接請求を認めることは、元請負人と下請負人間の請負の適法性の判断を注文者に課すものであり、注文者に過度の負担を強いることになるため、反対である。

[理 由]

- ・製造物の部品購入取引では、元請負人から下請負人に下請負がなされ、2次・3次下請負が存在することが常態となっているため、そもそも、注文者は下請負先を正確に把握することが不可能である。また、このような副次的な下請負がなされた場合に、下請人同士の直接請求権が対立することになるが、このような下請負人同士の関係について十分な検討をしなければ、「早い者勝ち」を認めることになるおそれがある。仮に、このような下請負人同士の関係について規律がなされたとしても、そもそも下請負がなされているのか、第何次までなされているのかについて覚知していない注文者に、下請負人からなされた直接請求が当該規律に従ったものであるかを判断することは著しく困難である。
- ・「適法な下請負」がされた場合に契約関係にない下請負人から注文者への直接の報酬請求を認めることは、下請負人から注文者に直接請求があった場合に、その請負が適法であるか否かを注文者自らが調査し判断しなければならないことを意味する。契約当事者でもなく、契約書等を確認することもでき

ない注文者に対してこのような調査を強いることは不可能を強いることであり、また、その判断が間違っていた場合などは、元請負人に対する支払義務が残ることになるため、注文者が二重払いのリスクを負担することになる。このように、コストとリスクの両面から、注文者にとって過度の負担となる。そもそも、下請負をする際に注文者の同意は不要なのであり、下請負に関して発生するリスクについては、元請負人と下請負人が負担すべきである。

- ・また、直接請求権を認める実益があるのは、元請負人が倒産した場合とされているが、元請負人に物品を販売した者、資金援助をした者などは救済されず、下請負人だけが救済されることになり、著しく公平を欠く。

2.2. 期間の定めのある契約の終了

- ・両当事者が、有期契約である旨を合意の上で締結した趣旨を踏まえ、期間の満了によって契約が終了することを前提とした規定とすべき。

[理 由]

- ・有期契約については、従前の判例法理による保護と同様に、あくまでも期間満了によって契約が終了することを原則とし、更新の拒絶が信義則上相当でないと認められる事情がある場合に限って例外的に更新させるという扱いにすべきである。安易に契約の継続性が認められる法制化には反対である。私的自治の原則、契約自由の原則を侵し、法的安定性が低下する恐れがあるため、慎重に検討いただきたい。

以 上